

第120回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための
体制および当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

2022年6月7日

いすゞ自動車株式会社

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

| | |
|--------------------------------------|--------|
| 当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 150百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 416百万円 |

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示してあります。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査時間および配員計画、従前の事業年度における職務の遂行状況、報酬見積の算出根拠の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 重要な子会社のうち、国内の子会社につきましてはEY新日本有限責任監査法人または有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっており、また海外の子会社につきましてはErnst & YoungまたはDeloitte Touche Tohmatsuの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人から、子会社に関する決算事項や財務報告に関する内部統制の整備、運用および評価に係る助言を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性もしくは独立性を害する事由の発生またはその他の理由により、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合は、会計監査人を解任す

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

<決議の内容の概要>

- ・コンプライアンスの徹底を当社の最重要課題と位置付ける。なお、当社における「コンプライアンス」とは、法令遵守はもとより社会の信頼に応える高い倫理観をもって、全役員・従業員一人ひとり行動することとする。
- ・「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」、「コンプライアンスに関する行動基準」を役員・従業員に周知徹底し、コンプライアンスの実効性を確保する。
- ・社外の有識者を委員として招聘した「コンプライアンス委員会」から、コンプライアンスの推進や体制整備についての客観的な助言・監督・評価を得て、法務部がコンプライアンスに係る事項を管理・推進し、各部門の代表者が出席する「コンプライアンス推進会議」を通じてその活動を全社に展開する。また、監査部が監査を行うことにより、コンプライアンスに係る内部監査機能を確保する。
- ・取締役会の業務執行監督機能の客観性・中立性・透明性を高めるため、独立した立場の社外取締役を置く。
- ・反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断し、不当な要求等を拒否するため、毅然とした態度で対応する。

<運用状況の概要>

- ・コンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンス施策への助言、監督、評価および社外弁護士事務所に設置した目安箱（ヘルプライン）へ通報された事案への対応を行った。
- ・社内でのコンプライアンス活動の実効性を高めるため、役員および従業員にコンプライアンス・ガイドブックを配付し、方針や基準について周知徹底している。
- ・各部門に設置したコンプライアンス推進者をメンバーとするコンプライアンス推進会議を定期的に行い、施策の社内展開を図るとともに、各部門における活動状況の把握を行っている。
- ・反社会的勢力や団体との関係遮断について、全ての国内法人との間の契約書に、反社会的勢力排除条項を盛り込んでいる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

< 決議の内容の概要 >

- ・会社法第399条の13第6項および定款第25条の規定により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任する。取締役会からの委任を受けた取締役は、「決裁基準規則」およびその他の規則に従い、重要な業務執行を決定する。
- ・取締役会は、取締役による業務執行の決定の指針となる中期経営計画等の経営の基本方針を策定するとともに、取締役がそれに沿った決定をしているかモニタリングする。
- ・取締役の業務執行を適切にサポートする体制として執行役員およびグループCxO（分野別最高責任者）を任命する。

< 運用状況の概要 >

- ・重要な業務執行の決定を取締役会から取締役に委任するとともに、決裁基準規則を改訂し経営会議およびその下部会議体に対する権限委譲を進め、業務を効率的に執行した。
- ・取締役の業務執行の状況は、原則毎月1回および必要都度開催される取締役会の場で報告され、取締役会は、取締役が経営の基本方針に沿った意思決定をしていることを確認した。
- ・取締役会により選任された各執行役員および各グループCxOは、取締役会が委任した業務を適切かつ効率的に執行した。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

< 決議の内容の概要 >

- ・当社および当社グループが社会からその存在価値を認められ、信頼を得るために、「グループ企業理念」、「グループ行動指針」および「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を策定し、当社グループの全役員・従業員が上記「グループ企業理念」、「グループ行動指針」および「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を踏まえた行動をとるよう適切に対応する。
- ・当社グループ各社に対し、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請するとともに適切なリスク管理体制の整備やリスク対応を要請する。
- ・「グループ企業管理規程」および「グループ企業管理細則」を制定し、当社グループの業務の適正を確保する体制の強化に対応する。
- ・当社経営幹部による、当社グループ各社の経営幹部に対する当該各社の経営状況のモニタリングを継続的に実施するとともに、当該各社のコンプライアンスの状況、リスク管理状況および業務の効率性を確保する体制についても報告を受け、改善すべき点があると認められた場合には、改善を要請する。
- ・金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制を敷く。

< 運用状況の概要 >

- ・グループ企業理念、グループ行動指針およびコンプライアンスに関するグループ行動基準を制定し、グループ企業が遵守するように徹底を図っている。
- ・グループ企業に対するコンプライアンス推進活動として、国内グループ企業各社のコンプライアンス担当者をメンバーとしたグループ企業コンプライアンス推進会議を原則毎月開催し、グループ企業各社のコンプライアンス体制の整備を推進するとともに、各社間での情報交換によるグループ全体のコンプライアンスのレベルアップを行った。
- ・グループ企業に対するリスク管理活動として、国内外のグループ企業各社に対して、リスクアセスメントやリスク管理体制整備を推進し、グループ全体のリスク管理のレベルアップに着手した。
- ・グループ各社の経営状況について、当社経営幹部による各社の経営幹部に対する年次ヒアリングを各社毎に年1回実施し、合わせて当該各社のコンプライアンスの状況、リスク管理の状況および業務の効率性を確保する体制についても報告を受けた。
- ・財務報告に係る内部統制の有効性について、金融庁の実施基準に基づく全社的な内部統制および業務プロセス統制の整備および運用状況の評価を実施しており、当該評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務状況に係る内部統制は有効であると判断した。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

< 決議の内容の概要 >

- ・ 監査等委員会からの要請に従い、当社の社内組織として「監査等委員会グループ」を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配属する。

< 運用状況の概要 >

- ・ 監査等委員会グループを設置し、専任者を含む複数の補助使用人を配属している。業務の内容は監査の実効性確保を目的とした監査等委員会の職務の補助であり、監査等委員会監査に係る庶務事項ならびに監査等委員会および経営監査会議の事務局業務等もやっている。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

< 決議の内容の概要 >

- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保するために、当該使用人を監査等委員会の指揮命令下に置くとともに、その人事異動、人事考課および賞罰について監査等委員会の事前同意を得る。

< 運用状況の概要 >

- ・ 監査等委員会補助使用人規則を制定し、監査等委員会グループ所属員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性の確保を定めている。
- ・ 監査等委員会グループ専任の所属員の配属、異動および人事考課について、事前に監査等委員会の意見を聴取し、監査等委員会の同意を得て実施している。

(8) 当社およびその子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

< 決議の内容の概要 >

- ・ 監査等委員会に対し、当社および当社グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員その他これらに相当する者ならびに従業員が、適宜、当社および当社グループ各社の業務執行の状況および経営状況その他監査等委員会と協議して定める事項を報告するとともに、監査等委員会の求めに応じて、随時、必要かつ十分な情報を監査等委員会に開示し、または報告する体制を敷く。
- ・ 当社の監査等委員会および当社グループ各社の監査役が相互に連携して当社グループ全体の監査の充実・強化を図ることを目的として定期的に開催する連絡会に対し、適宜協力をを行う。

< 運用状況の概要 >

- ・ 監査等委員会で定めた当事業年度監査計画および監査等委員会監査の実効性確保に関わる要望事項は、取締役会に報告され、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し監査等委員会監査への理解と協力が要請された。このなかで、常勤の監査等委員は経営会議等重要な会議へ必要に応じて出席することとし、また、監査等委員会への報告等に関する体制として、監査等委員会との協議により定めた定例的または臨時的に報告すべき事項や、内容の定期聴取や閲覧を求める会議議事録、資料等が具体的に提示され、これらの事項は監査等委員会の日常監査において円滑に実施された。
- ・ 監査等委員会から説明や報告の要求があれば応じるように、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に周知しており、必要に応じて監査等委員会に速やかに説明や報告を行った。
- ・ 特定の国内グループ企業の常勤監査役と当社の常勤の監査等委員をメンバーとするいすゞグループ常勤監査役連絡会を定期的に開催し、いすゞグループにおける監査等委員会監査および監査役監査の進め方に関する共有化および情報交換が行われた。

(9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

< 決議の内容の概要 >

- ・前項に基づき監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社グループ各社の役員・従業員に周知徹底する。

< 運用状況の概要 >

- ・監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことの禁止を周知徹底しており、当該理由で不利な取扱いを行った事例は確認されていない。

(10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

< 決議の内容の概要 >

- ・監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払、償還または債務の弁済の請求等をしたときは、法令に基づいて、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ・監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、適切な予算を確保する。

< 運用状況の概要 >

- ・監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用について、発生後円滑に支払った。
- ・あらかじめ計上された予算を緊急または臨時に超える場合、監査等委員である取締役がこれを会社に請求することが出来る体制が整えられている。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

< 決議の内容の概要 >

- ・監査部のレポートライン（報告経路）について、取締役社長へのレポートラインに加え、監査等委員会にも直接のレポートラインを確保する。
- ・監査部長および指揮命令系統において監査部長の上位に属する役職者の人事異動について監査等委員会の事前同意を得る。
- ・監査等委員である取締役が経営会議へ出席する機会を確保する。
- ・その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するために、今後とも監査等委員会と継続的に協議するとともに、当該協議を通じて監査等委員会から要請された事項については、これを実現するために必要な措置を講ずるよう努める。

< 運用状況の概要 >

- ・監査部は、「内部統制システム」の基本方針に則り、活動状況を適切に取締役社長及び監査等委員会に報告している。
- ・監査等委員会は、監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するために、取締役社長ふ結 惠 苧 里 の 財 事 租 俣 外 困 宇 巖 言 宸 宅 錯 它 ビ V め 溪 去 罪 蓋 駢 銜 苟 皇 宛 兒 筋 弛 歎 井 琴 錫 襖 堯 歴 7 日

| | |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| | 連会社としています。 |
| 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称 | |
| 非連結子会社 | いすゞモーター北海道㈱ |
| 関連会社 | 鈴木運輸㈱ |
| 持分法を適用しない理由 | 上記の非連結子会社及び関連会社については、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性が乏しいため、持分法適用の範囲から除外しています。 |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、国内子会社3社、在外子会社31社の決算日は、主として12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、国内子会社29社、在外子会社37社の決算日は連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

| | |
|-----------------|------------------------------------------|
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
|-----------------|------------------------------------------|

| | |
|------------|-------------|
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
|------------|-------------|

棚卸資産の評価基準及び評価方法

| | |
|------------|--------------------------------------------|
| 連結計算書類作成会社 | 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) |
|------------|--------------------------------------------|

| | |
|-------|------------------------------------------------|
| 連結子会社 | 主として、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) |
|-------|------------------------------------------------|

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として、定額法。一部、定率法によっています。

(リース資産を除く)

無形固定資産

定額法。なお、無形固定資産に含まれる「ソフトウェア」の減価償却方法は、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっています。

(リース資産を除く)

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としています。

重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。また在外連結子会社は、個別判定で計上しています。なお、連結会社相互の債権・債務を相殺消去したことに伴う貸倒引当金の調整計算を実施しています。

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるための引当であり、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるための引当であり、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用の支出に充てるための引当

重 9 旦 央 駿 燧 冽 栲 迪 俐 俐 猥 S 梟 ヲ T 伽 舌 梟 含 翠 翠 岸 債 務 必 相 殺 罷 聖 栗 び B { 文 期 慶 湧 額 乗 也 積 菌 苦 才 表 ぢ 期 慶 湧 表 世 込 火 照 魚

重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

- a. 為替予約及び通貨オプション
振当処理（要件を満たしていないものを除く）
- b. 金利スワップ、金利オプション
繰延ヘッジ処理または金融商品に関する会計基準に定める特例処理

ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段
金利スワップ、金利オプション、為替予約取引、通貨オプション
- b. ヘッジ対象
外貨建債権債務、借入金

ヘッジ方針

当社は、将来の市場価格の変動に対するリスクヘッジとしてデリバティブ取引を導入しており、外貨建債権債務、借入金の範囲で利用しています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しています。

その他

当社内にはデリバティブ取引に関する内規があり、内規には取引の目的、内容、保有限度、報告体制等を定めており、これに基づいて取引及びリスク管理を行っています。

重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

収益及び費用の計上基準

当社グループは、国内外において、大型

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積もり、原則としてその計上後20年以内の期間で定額法により償却を行っています。

その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法または定率法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

5. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、従来は販売費及び一般管理費として計上していた販売手数料等の顧客に支払われる対価の一部について、取引価格から減額する方法に変更しています。また、当社の子会社が代理人として行う取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。さらに有償支給取引について、従来は有償支給した支給品について消滅を認識していましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しています。

この結果、当連結会計年度の売上高が9,601百万円、売上原価が2,757百万円、及び販売費及び一般管理費が6,844百万円それぞれ減少しています。また、棚卸資産が4,963百万円、及びその他の流動負債が4,963百万円それぞれ増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

市場措置（リコール等）に関連する債務

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | 連結貸借対照表計上額 |
|----------------------|------------|
| 市場措置（リコール等）に関連する未払費用 | 12,822百万円 |

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、国内外の各工場で世界的に認められている厳格な品質管理基準に従って各種の製品を製造しています。品質の維持及び改善のため、当社グループは「品証・CS委員会」を通じて、不具合情報の早期発見と共有、品質向上のための全社横断的検討、全社的な品質マネジメントの運用状況の監視を実施しています。

当社グループでは、製品のリコール等が発生した際にその費用の支出に充てるために、未払費用を計上しています。

当該未払費用は、リコール等となる見積り対象台数に台当たり市場措置額を乗じることで算出しています。

リコール等に関連する債務の算出に用いた主要な仮定は、個別案件ごとの見積り対象台数、台当たり市場措置額です。

見積り対象台数は、主務官庁への届出等に基づく台数に個別の無償補修作業の実施率を考慮すること等によって算出をしています。台当たり市場措置額は、主務官庁への届出等に基づく個別の無償補修作業に必要となる部品代、作業工数等を見積ることによって算出しています。

これらについて、当社グループは個々のリコール等に対する実際の費用の発生状況を精査することによって継続的に見直しています。

当社グループは、リコール等に関連する債務について妥当な算定ができており、これまでの実際の結果と算定額に重要な乖離はありません。

しかしながら、リコール等に関連する債務の見積りにあたっては、主要な仮定の見積りにおいて不確実性が存在することから、実際のリコール等の費用が見積りの金額から乖離した場合等においては、見積り額の修正が必要となる可能性があります。

また、万が一一大規模なリコール等を新たに実施する場合には、当社グループの業績及び財政状態に大きな悪影響を及ぼす可能性があります。

企業結合における無形固定資産への取得原価の配分
当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | 勘定科目 | 連結貸借対照表計上額 |
|----------------|--------|------------|
| UDトラックス株式会社の取得 | のれん | 20,280百万円 |
| | 商標権 | 18,974百万円 |
| | 特許権 | 18,435百万円 |
| | 顧客関連資産 | 5,673百万円 |

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、当連結会計年度において、UDトラックス株式会社の全株式を取得しています。この企業結合により計上した無形固定資産およびのれんは、取得原価を企業結合日における識別可能な資産及び負債に配分し算定しています。

企業結合により識別した無形固定資産の時価については、外部の専門家を利用し、企業価値評価で用いられた事業計画を基礎に、無形固定資産から生み出すことが期待される将来キャッシュ・フローを割り引くインカム・アプローチにより算出しています。

商標権及び特許権は、インカム・アプローチのうちロイヤリティ免除法を評価モデルとし、顧客関連資産は、インカム・アプローチのうち超過収益法を評価モデルとしています。

のれんについては、取得原価と無形固定資産等を含む企業結合日における識別可能な資産及び負債に対して配分した額との差額となります。

識別可能な無形固定資産の時価評価の算出に用いた主要な仮定は、商標権及び特許権については、ロイヤリティレート及び割引率並びに事業計画の中で加味される売上高の成長率です。また、顧客関連資産の算出に用いた主要な仮定は、期待収益率及び割引率です。

なお、無形固定資産に適用する割引率はWACC（加重平均資本コスト）を使用し、それぞれの無形固定資産のリスクの程度に応じて設定したリスクプレミアムを加算することによって設定しています。

当社グループは、企業結合時の無形固定資産の時価及びのれんの額の算定に用いた仮定は合理的であると考えています。

しかしながら、これらの仮定は、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があります。仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類の企業結合により取得した無形固定資産及びのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

の縮小により将来の投資先の業績不振等が発生した場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

各新興国市場の経済状況について、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りおよび仮定に重要な影響を及ぼし、当該新興国市場向けのC V・L C V製造のために子会社が取得した有形固定資産について減損をもたらすリスクがあります。

なお、前連結会計年度において有形固定資産の減損に係る重要な会計上の見積りを含むとしていた南アフリカに拠点を置くピックアップトラック等の製造・販売子会社について、当連結会計年度

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産

棚卸資産 98百万円

機械装置及び運搬具 4百万円

担保付債務

買掛金 4,352百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,232,902百万円

3. 事業用土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日 法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行っています。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、62,588百万円です。

普通株式

777,442,069株

決議

株式の種類

| | 連結貸借対照表 計上額 (2) | 時価 (2) | 差額 |
|--------------------|----------------------|----------|-------|
| リース債権及び リース投資資産 | 190,522 | 190,290 | (232) |

賃貸等不動産に関する注記

金額的重要性がないため省略しています。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から認識した収益

| | 大型・中型車 | 小型車他 | 海外生産用 部品 | エンジン・コ ンポーネン ト | その他 | 合計 |
|--------------------|---------|-----------|-------------|----------------------|---------|-----------|
| 国内 | 298,105 | 96,568 | - | 58,296 | 325,864 | 778,833 |
| 海外 | 264,579 | 1,067,255 | 54,926 | 112,093 | 137,094 | 1,635,948 |
| 顧客との契約か ら認識した収益 | 562,684 | 1,163,823 | 54,926 | 170,390 | 462,958 | 2,414,782 |
| その他の源泉か ら認識した収益 | | | | | | 99,508 |
| 合計 | | | | | | 2,514,291 |

| | 当連結会計年度期首 (2021年4月1日) | 当連結会計年度末 (2022年3月31日) |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 (注) 1 | 325,354 | 360,788 |
| 契約負債 (注) 2 | 10,709 | 10,289 |

| | |
|--|--------------------------|
| | 当連結会計年度末 (2022年3月31日) |
|--|--------------------------|

企業結合等関係に関する注記

取得による企業結合

当社は、2021年4月1日付で、UDトラックス株式会社の全株式を取得しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 UDトラックス株式会社（以下「UD社」）

事業の内容 トラックの開発・生産・輸出・販売、自動車用部品の製造・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

自動車業界は、100年に一度といわれる大変革期に直面しており、特に商用車の分野においては、物流業界におけるさまざまな課題や、世界各地のお客様の幅広いニーズに応えるために、先進技術への対応を含めた新たなソリューションの創出が求められています。

当社は、このような課題を共有したAktiebolaget Volvo（以下「AB Volvo社」、本社：スウェーデン・イエテボリ）との間で、2020年10月30日に締結した商用車分野における戦略的提携に関する基本契約を基に、それぞれが得意とする領域を相互に補完しながら、お互いの持つ優れた技術とスケールメリットを活かし、商用車における既存技術及び先進技術開発の協業を進めてまいります。

この戦略的提携

| | | |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 56,898百万円 |
|-------|----|-----------|

8. のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに加重平均償却期間

(1) 無形固定資産に配分された金額

46,755百万円

(2) 主要な内訳並びに償却期間

商標権 20,513百万円 償却期間 10年

特許権 20,342百万円 償却期間 8年

顧客関連資産 5,900百万円 償却期間 20年

9. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 67,047百万円

営業利益 1,052百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の企業結合日まで(2021年1月1日から2021年3月31日)の被取得企業の売上高及び損益情報を基礎として影響の概算額を算定しています。また、企業結合時に認識されたのれん等が当期首に発生したものと、影響の概算額を算定しています。

なお、当該注記は監査証明を受けていません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,540円51銭

1株当たり当期純利益 162円87銭

概算額を算定

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|--|------|-------|-------|------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | |
| | | | | | 株主資本 合計 |

| | |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 製品保証引当金 | 製品のアフターサービスに対する費用の支出に充てるための引当であり、保証書の約定に従い、過去の実績を基礎にして計上しています。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。 |
| 役員株式給付引当金 | 取締役等への当社株式の給付に充てるための引当であり、当事業年度に負担すべき給付見込額を計上しています。 |

6. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
子、
差異は俚 的驪俚 看額を計してい涌言し茫卷嬉鄴轴迪界 豈

その他

当社内にはデリバティブ取引に関する内規があり、内規には取引の目的、内容、保有限度、報告体制等を定めており、これに基づいて取引及びリスク管理を行っています。

8. 収益及び費用の計上基準

当社は国内外において、大型トラック・バス（以下「大型・中型車」）、小型トラック（以下「小型車」）といったCVのほか、海外生産用部品並びにエンジン、トランスミッション及び駆動系のコンポーネントを中心としたパワートレイン（以下「エンジン・コンポーネント」）、部品の販売を主要な事業としています。

国内向けの大型・中型車、小型車、エンジン・コンポーネント及び部品等の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足される、引渡時等に収益を認識しています。

貸借対照表に関する注記

| | |
|-------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 523,719百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 315,829百万円 |
| 長期金銭債権 | 127,928百万円 |
| 短期金銭債務 | 102,190百万円 |
| 長期金銭債務 | 190百万円 |
| 3. 事業用土地の再評価 | |

| | |
|------------|------------|
| 売上高 | 904,061百万円 |
| 仕入高 | 308,445百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 111,732百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 62,824百万円 |

| | |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,259,815株 |
|------|------------|

| 会社等の名称 | 議決権等の 所有・ 被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科 目 | 期末残高 (百万円) |
|-----------|-----------------------|-----------|------------------|---------------|-----|---------------|
| いすゞ自動車販売㈱ | 直接 75.0% | 製品の販売 | 車両・部品の販売 (注1) | | | |

